

法定外公共用財産の使用料の改定額

(単位：円〔年額〕)

区分(略記)	単位	改定後(令和6年4月1日から)				改定前(令和6年3月31日まで)				
		所在地(※)				所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
通路、作業場等の原状のまま使用するもの等	使用面積 1㎡	320	270	250	250	300	250	230	230	
倉庫、物置等の工作物		700	590	560	550	680	550	520	500	
第一種電柱	1本	2,460	1,940	1,630	1,530	2,370	1,880	1,560	1,450	
第二種電柱		3,780	2,980	2,510	2,350	3,650	2,890	2,400	2,230	
第三種電柱		5,100	4,030	3,380	3,170	4,920	3,890	3,240	3,000	
第一種電話柱		2,200	1,740	1,460	1,360	2,120	1,680	1,400	1,290	
第二種電話柱		3,520	2,780	2,330	2,180	3,390	2,690	2,230	2,070	
第三種電話柱		4,830	3,820	3,200	3,000	4,660	3,690	3,070	2,850	
鉄塔	使用面積 1㎡	1,900	1,600	1,530	1,500	1,840	1,490	1,400	1,370	
その他の柱類	1本	220	170	150	140	210	170	140	130	
共架電線その他上空に設ける線類	1m	22	17	15	14	21	17	14	13	
地下に設ける電線その他の線類		13	10	9	8	13	10	8	8	
管類		外径が0.07m未満のもの	92	73	61	57	89	70	59	54
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの	130	100	87	82	130	100	84	78
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	200	160	130	120	190	150	130	120
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	260	210	170	160	250	200	170	160
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの	400	310	260	250	380	300	250	230
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの	530	420	350	330	510	400	340	310
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの	920	730	610	570	890	700	590	540
		外径が0.7m以上1m未満のもの	1,320	1,040	870	820	1,270	1,010	840	780
		外径が1m以上2m未満のもの	2,640	2,080	1,750	1,640	2,540	2,010	1,680	1,550
外径が2m以上のもの	5,270	4,160	3,500	3,280	5,090	4,030	3,350	3,110		
看板	表示面積 1㎡	8,200	4,310	1,330	910	8,010	4,730	1,510	1,040	
農耕地、牧草地等	使用面積 1㎡	14	12	11	11	14	11	10	10	

※改定後級地区分の適用市町村

第一級地	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市及び座間市
第二級地	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、 <u>綾瀬市</u> 、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町
第三級地	三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町
第四級地	足柄上郡山北町及び愛甲郡清川村